

令和8年度 鳥取県会計年度任用職員（林業技術員）採用試験募集案内

◆鳥取県林業試験場 総務担当◆

〒680-1203 鳥取市河原町稲常113番地

電話(0858)85-6221 <https://www.pref.tottori.lg.jp/ringyoshiken/>

1 受付期間・試験日時・試験会場・試験結果発表日

受付期間	令和8年8月20日（木）～令和8年9月2日（水） ◎持参又は郵送どちらでも申込みができます。 ◎郵送の場合は、受付期間最終日の午後5時15分までに必着のこと。 ◎持参による場合の受付時間 午前8時30分から午後5時15分 （土・日曜日、祝日は閉庁日のため受け付けておりません。）
試験日時	令和8年9月7日（月） ◎開 場 時 刻 午前8時30分 ◎試験開始時刻 午前9時（試験開始時刻10分前までにお集まりください。） ※運転免許証など写真付きの身分証明書を必ず持参してください。 ※適性（実技）試験が行える動きやすい服装でご来場ください。
試験会場	鳥取県林業試験場（鳥取市河原町稲常113番地）
試験結果 発表日	令和8年9月8日（火）（予定）

2 募集職種・採用予定者数・職務内容・配属先

職 種	採 用 予定者数	職 務 内 容	配属先
林業技術員	1 名	①チェーンソーによる伐採・玉伐り・枝払い、刈払い機による場内整備作業 ②野外調査・測定補助、試験データの整理・入力等試験研究補助 ③場内外苗畑管理作業補助、各種針葉樹・広葉樹の育苗作業補助 ④場外の採種園の管理作業 ⑤試験場内環境整備作業 等	鳥取県林業試験場 鳥取市河原町稲常113

3 受験資格

- (1) 年齢、性別を問いません。
- (2) 必要な資格、免許等
 - ・運転免許証（普通自動車・AT限定可）を保有していること。
 - ・チェーンソー、刈払機の使用経験があること。
- (3) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条等の規定により地方公務員となることができない人は受験できません。
 - ・拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
 - ・鳥取県職員として懲戒免職処分を受け、その処分の日から2年を経過しない人
 - ・日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人
 - ・地方公務員法附則（平成11年12月8日法律第151号）による経過措置としての準禁治産者
- (4) 日本国籍を有しない人については、就労に制限のない在留の資格を取得している人又は採用日前日までにこの資格を取得する見込みの人に限り受験できます。
また、日本国籍を有しない人は、公権力の行使に該当する業務（許認可事務、補助金等業務等）には就くことができません。

4 試験内容

試験種目	配点	内 容
適性（実技）試験	100点	刈払機の使用（実技）に関する適性試験(10分程度) ※実技が行える服装で実施します。
人物試験	300点	個別面接による職務に対する姿勢等についての口述試験 (15分以内)
合 計	400点	

5 任用期間

令和8年10月1日～令和9年3月31日（予定）

※採用日は採用予定者と調整を行う場合があります。

6 勤務条件（予定）

給 与	○報酬 経験年数に応じて 日額 9,770円～11,320円 ※上記金額は、現段階における予定額です。採用時までに制度改正又は給与改定があった場合は、それによります。 ○期末勤勉手当（任用期間が6月以上で基準日（6月1日、12月1日）に在職する場合） 期末手当：報酬の月額相当額の2.241月分（6月期1.1205月分、12月期1.1205月分） 勤勉手当：勤務成績に応じて支給 ※在職期間に応じて所定の割合を乗じた額を支給します。 ○費用弁償（通勤手当） 通勤距離片道2キロ以上の場合に支給します。（届出のあった翌月から支給） 交通機関利用者は、定期券と回数券のうち、通勤回数に応じた安価な方の額により、1月当たり150,000円を限度額として支給します。 自家用車等利用者は、使用距離に応じて、月額1,376円から42,985円までの範囲内で支給します。 また、駐車場の利用に係る料金を負担する職員に対し、1月につき5,000円を超えない範囲内で当該料金を支給します。
福 利	健康保険（地方公務員共済）、厚生年金保険、雇用保険、労働者災害保険 対象 ※加入条件を満たす場合に限りです。
休 暇	次に掲げる休暇を取得できます。 (1)年次有給休暇 任用期間等に応じた年次有給休暇（最大1年に10日）が付与されます。 (2)特別休暇等 公民権の行使、忌引、産前・産後（各8週）などの特別休暇等があります。 ※有給休暇と無給休暇があります。

勤務日及び 勤務時間	月 17 日 午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで ※毎週土曜日・日曜日、国民の祝日及び年末年始（12／29～1／3）は、勤務を要しない日とします。ただし、業務の状況に応じて土曜日・日曜日、国民の祝日及び年末年始にも振替勤務を指示する場合があります。
任用の 期間	従事業務が翌年度も継続された場合に限り、勤務成績その他の事情を踏まえ、翌年度も再度任用されることがあります（再度の任用 4 回まで）。

7 受験申込手続

提出書類等	採用試験申込書 1 部 ※申込書に顔写真を貼付すること。
申込み先	鳥取県林業試験場 総務担当 〒680-1203 鳥取市河原町稲常113番地 電話(0858)85-6221 ※郵送による場合は、封筒の表に「受験申込」と朱書きしてください。
受験票	受験票は交付しません。 ※試験当日は運転免許証など顔写真付きの身分証明書を必ず持参してください。

※提出書類等は返却しませんので、あらかじめご承知ください。

【申込書の記載について】

- (1) 記載事項に不正があると受験が無効となる場合があります。
- (2) すべての欄に漏れなく正確に記載してください。

8 採用予定者の決定方法

適性（実技）試験及び人物試験の得点を合計した得点の高い順に採用予定者、補欠合格者を決定します。ただし、それぞれの得点が一定の基準に満たない場合は、合計得点にかかわらず不合格とします。

補欠合格者は、採用予定者の辞退又は取消等により、当該採用予定者が採用にならない場合や補欠合格の登録有効期間内で欠員が発生した場合に採用します。補欠合格者の採用に当たっては、電話等により採用の意向を確認した上で手続を行います。

※ 補欠合格有効期限 令和 8 年 10 月 31 日（土）

9 試験結果の発表

受験者全員に合否を文書で通知します。

10 試験結果（得点等）の開示

この採用試験の結果は、鳥取県個人情報保護条例（令和 4 年鳥取県条例第 29 号）第 14 条第 1 項の規定により、指定された窓口で開示を請求することができます。開示内容等は次の表のとおりです。

開示請求ができる者	開 示 の 内 容	開示期間	開示場所
受験者本人	試験の合否、合計得点、順位及び試験種目ごとの得点（不合格者の場合は、試験種目ごとの判定を含む。）	試験結果発表日から 1 月間	鳥取県林業試験場

試験結果の開示の請求は、**受験者本人**が運転免許証、学生証等の写真により受験者本人が確認できるものを持参して、直接開示場所へおいでください。電話、はがき等による請求では開示できませんので、注意してください。

11 試験に関する注意事項

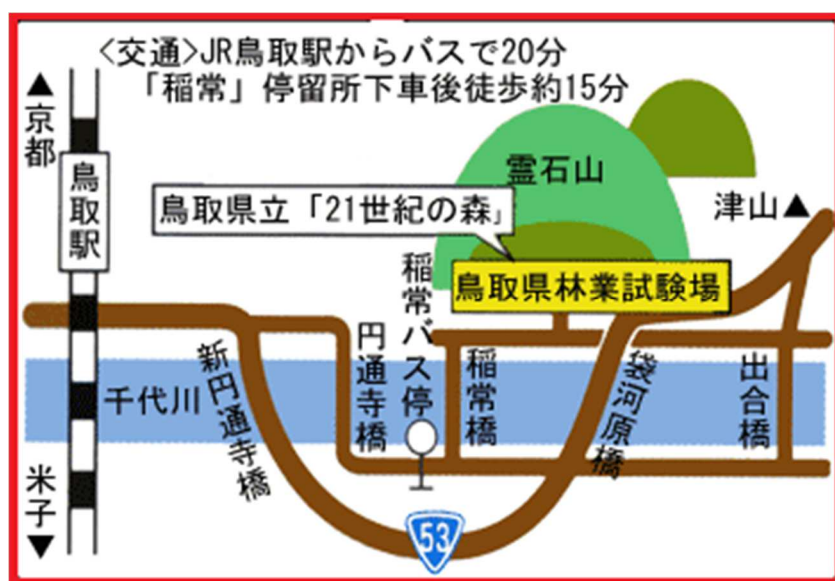
- (1) 試験当日は、試験開始時刻 10 分前までに必ず試験会場に入室してください。(遅刻者は受験できません。)
- (2) 実技試験を行いますので、動きやすい服装でご来場ください。
- (3) 受験の際は、運転免許証など写真付きの身分証明書を必ず持参してください。
- (4) 受験者が多数になった場合は、試験終了時刻が午後になる場合があります。

12 個人情報の取扱い

本試験に関して収集した個人情報については、本試験の選考、合否決定通知書の発送及び採用手続き、配属先の決定以外には利用しません。

13 試験会場案内

【試験会場案内図】



※駐車場有り